

船舶事故調査報告書

平成26年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成25年10月21日 08時00分ごろ
発生場所	山口県山陽小野田市刈屋漁港 山陽小野田市所在の小野田港防波堤灯台から真方位201° 1,080m付近 （概位 北緯33° 57.9′ 東経131° 09.6′）
事故調査の経過	平成25年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	警戒船 泰神丸、4.9トン YG3-50616（漁船登録番号）、個人所有 11.20m (Lr) × 2.90m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、40.45kW、昭和59年7月10日 第291-31288号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月17日 免許証交付日 平成23年3月22日 （平成28年4月11日まで有効） 甲板員 女性 76歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	球状船首部に破孔
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、警戒業務のため、刈屋漁港内の企業の南側護岸で無線機を受け取る必要があったが、無線機の受取は、船首において、岸壁からタモ網で渡される方法であったので、船長が、不慣れな甲板員に行わせることは困難と思い、出港前、操舵室後部左舷側に設置されたクラッチレバーに竹竿をくくり付け、更に竹竿に合成樹脂製の園芸用ポール2本を継ぎ足して船首方まで伸ばし、操船及び無線機の受取を行うこととした。 船長は、通常の操船位置に立ち、南側護岸沖まで本船を移動させた後、同護岸に対し、ほぼ直角になるように位置させた上、クラッチを前進に入れ、人が歩くよりも僅かに速い程度の速力で本船を岸壁に接

	<p>近させながら、船首甲板へと移動を行い、南側護岸至近で無線機を受け取った直後、園芸用ポールを押し、後進に入れようとしたところ、同ポールが曲がり、クラッチレバーが動かず、平成25年10月21日08時00分ごろ本船の船首部が護岸に衝突した。</p> <p>甲板員は、操舵室左舷側通路付近に立っていたところ、衝突の衝撃により、船首方に頭を向け、うつ伏せに転倒し、右橈骨遠位端^{とうこつ}粉碎骨折及び右尺骨遠位端骨折の重傷を負った。</p> <p>本船は、その後、係留場所に戻り、甲板員を下船させた上、船長が単独で警戒業務に従事した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、警戒業務に従事する際には、操船に専従し、他の甲板員を乗り組ませ、無線機の受取は、同甲板員に任せていたが、本事故当日は、同甲板員の都合がつかなかったため、全ての作業を行おうとした。</p> <p>船長は、竹竿や園芸用ポールを使用してのクラッチ操作を行うことは、本事故当日が初めてであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、刈屋漁港の企業の南側護岸に接近し、船長が、船首で岸壁工事の警戒業務に使用する無線機を受け取り、クラッチレバーにくくり付けた竹竿に接続した園芸用ポールを押し、後進に入れようとしたところ、園芸用ポールがたわんだことから、後進に入れることができず、護岸に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、刈屋漁港の企業の南側護岸に接近し、船長が、船首で岸壁工事の警戒業務に使用する無線機を受け取り、クラッチレバーにくくり付けた竹竿に接続した園芸用ポールを押し、後進に入れようとしたところ、園芸用ポールがたわんだため、後進に入れることができず、護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>山口県漁業協同組合小野田支店においては、本事故後、工事関連業者を交え、安全講習を兼ねた対策会議を開催し、無線機の護岸における授受を中止して陸上（漁協）保管とすることが決定されるとともに、警戒要員の年齢制限（上限）を設けることなどの指導がなされた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふだんに行わない操船方法は控えること。